

09年9月29日(火) (3番目)

日本共産党 藤木くにあき

日本共産党の藤木くにあきでございます。私は、水道事業での公金詐欺事件等の問題、財政難のもとでの、東城まちなか拠点施設の凍結、再検討の問題、市民のくらしに切実な生活道の改良、舗装と市道への認定の問題について、水道事業管理者としての市長と、市長部局の責任者としての市長に、質問いたします。

質問の第一は、水道事業の公金詐欺事件等についてです。

(1) 設計書の偽造と物品を要求し受理していたとする件について「事件にならないだろう」と判断された根拠についてです。

1

議会が設置した、職員不祥事に関する調査特別委員会(以下、特別委員会と表現しますが)、その特別委員会で、職員が設計書を偽造し、物品を要求し受理していたとする件について、4月28日に、本人が市長に、その事実を認めるとき、水道事業管理者としての市長は、どのように受けとめられたのかと問われ、市長は、「ほんとうにやっとなるかなあ」「それは事件にならないだろうという感覚のなかでの話だった」「市も被害を受けていないというなかでのやりとりで、そうじゃあないかという話をしたように覚えています」と答弁さ

れていますが、4月28日に、本人が事実を認めた時点で、何を根拠に事件にならないだろうと、また、市も被害を受けていないと判断されたのでしょうか。

明確な答弁を求め、以後の質問については、質問席からおこなわせていただきます。

(2) 設計書の偽造と物品を要求し受理していたとする行為は、違法行為であり、市も深刻な被害を受けることになると考えられなかったのかについてです。

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、これに専念しなければならない」とし、同法第32条では、「法令、条例、規則、規程に従わなければならない」とし、同法第33条では、「職員は、その職の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と定めています。設計書の偽造と物品を要求し受理していたとする行為は、明らかに、これに反する違法行為であり、市長は、A社から告発を受けた時点で、それが事実なら、市の信用を著しく傷つけ、市に深刻な被害を与える重大な事件だと、何故、考えられなかったのでしょうか。明確な答弁を求めます。

(3) 市長は、何故、この問題を早く調査し、もっと早く議会に報告されなかったのかについてです。

市長は、設計書の偽造の件に関し、「3月には、おおむね

の事実経過を把握していた」としておられますが、何故、もっと早く、本人に確認し、早く議会に報告されなかったのでしょうか。市長選挙が迫っていたため、自分に不利になると考え、あえて、引き延ばされたのではないのでしょうか。明確な答弁を求めます。

(4) 今回の詐欺事件等は、「個人的な事案」なのかについてです。

市長は、特別委員会で、議会が特別委員会を設置したことについて、「個人的な事案に対し、いかがなものかなあという考えをもっております」と答弁されていますが、市の公金が詐欺にあった等の重大な問題であり、議会が特別委員会を設置し、詐欺事件等が生じた背景や業務の適正な執行、人事管理の状況などを調査し、再発防止に向けとりくむことは当然のことであり、決して個人的な事案ではないと考えますがどうでしょうか。明確な答弁を求めます。

(5) 水道事業管理者の職は、「俗に言う市長のあて職のようなもの」なのかについてです。

市長は、特別委員会で、「水道事業管理者になっているのは、俗に言うあて職のようなもので」「私も技術者ではありませんし、よく確認せず印を押していると言われても仕方ありません」と答弁されていますが、地方公営企業法は、第7条の2で、水道事業の「管理者は、地方公営企業（すなわち、

水道事業）の経営に関し識見を有する者のうちから任命する」とし、同法第8条で、「管理者を置かない市は、管理者の権限は市長がおこなう」としており、俗に言うあて職のようなものではなく、法が定めた、市長の本来の職務であり、水道事業の管理者として、それについての「識見を有する者」になっ ていなければならなかったものだと考えますがどうでしょうか。明確な答弁を求めます。

(6) 副市長に、水道事業の業務指揮者としての権限が与えられているのかについてです。

市長は、特別委員会で、「水道事業の実質的な事務執行上は、副市長を業務指揮者として補助させている」と答弁されていますが、地方公営企業法第15条は、「管理者の権限の執行を補助する企業職員（すなわち水道事業の職員）は、管理者が任免する」としており、同法第14条に基づき、水道事業の設置に関する条例第4条で、「水道事業管理者の権限に属する事務を処理させるため水道課を置く」とし、同法第10条に基づき、水道事業管理規程第3条で、「課長は、課の事務を処理し、職員を指揮監督する」とし、同規程第7条で、「課長は、管理者が不在のとき、その事務を代決することができる」としており、水道事業管理者に次ぐ責任者は、水道課長であり、水道事業の職員に任命されてもいない副市長には、水道事業の業務指揮者としての権限は、法的にも、条例上も、全くないことになっていますがどうでしょうか。明確な答弁を求めます。

(7) 今回の公金詐欺事件等に加担した企業名を公表し、新たな工事は発注すべきではないことについてです。

今回の公金詐欺事件等について、職員がすでに逮捕され、一部起訴され、一部送検されているにもかかわらず、それに加担した企業名を、この質問を通告した時点では、公表されなかったのはなぜなのか。市長の責任で直ちに公表されるべきではなかったのでしょうか。そして、これに加担したことがすでに明らかで、(株)山産備北営業所等には、その会社でなければできないメンテナンスを除き、今後一切、新たな入札等への参加を停止し、工事を発注すべきではないと考えますがどうでしょうか。なお、現在どのように対応しておられるのか、あわせて、明確な答弁を求めます。

(8) 管財課の併任職員は、誰の監督を受けて工事の検査にあたることになるのかについてです。

市長は、今回の公金詐欺事件等を教訓に、今後の水道事業の工事の発注、工事の中間検査、完成検査を、水道事業の職員として併任させる市長部局の管財課の職員でおこなうとしておられますが、管財課の併任職員は、誰の監督を受けて工事の検査に従事することになるのでしょうか。明確な答弁を求めます。

(9) 水道技術管理者の資格をもたない管財課の併任職員

では工事の検査はできないのではないかについてです。

水道法第19条は、「水道事業に水道技術管理者を1人置く」とし、水道技術管理者が「水道施設が、水道法の定める基準に適合しているかどうかの検査をおこなう」とし、「それに従事する職員を監督しなければならない」ことを定めています。また、水道法第13条は、「水道事業者は配水施設以外の水道施設を増設し改造した場合において、その増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届出、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査、施設検査をおこなわなければならない」としており、その検査は、水道技術管理者の職務として、水道法第19条で定められています。したがって、水道技術管理者の資格をもたない、水道課長や管財課の併任職員では、水道法の定める、工事の中間検査も完成検査も、一切できないのではないのでしょうか。明確な答弁を求めます。

(10) 東城川西浄水場の工事内容の具体的な問題点を議員全員協議会に何故報告されなかったのかについてです。

市長は、今回の公金詐欺事件について、7月16日に開催した、議員全員協議会で、工事の具体的状況について一切報告されませんでした。翌日、翌々日の各新聞で、「東城の川西浄水場送水ポンプの作動状況を確認する遠隔監視装置の、制御盤の内部には装置も何も入っておらず、配線も接続されていなかった」（山陽新聞7月18日）と報道され、新聞

で初めて、そのことを知らされることとなりましたが、そのような重要なことを議員全員協議会で何故報告されなかったのか、明確な答弁を求めます。

(11) 川西浄水場の工事の完成検査は、誰が責任者で、誰と誰でおこなわれたのか、何故不正に気づかれなかったのか、どこまで解明されているのかについてです。

東城川西浄水場の前述の完成検査について、当時の水道局長は、「専門知識がなかったため、現場を信頼して説明をうのみにしていた」（中国新聞7月17日）と話しているようですが、誰が責任者で、誰と誰で完成検査をおこなわれたのか。前記のような未完成工事の不正に、何故気づかれなかったのか。また、水道技術管理者は、検査に立ち合わせられなかったのか。当時の水道局長等に事実関係を確認し、どこまで解明しておられるのか、明確な答弁を求めます。

質問の第二は、東城まちなか拠点施設の凍結、再検討についてです。

(1) 市長が、一方的に三楽荘の購入を決められたことに関する問題があるのではないかについてです。

東城まちなか拠点施設（延床面積300㎡、総事業費940万円）の建設予定地と三楽荘は、道路をはさんだ近い場所にあり、両方の建設事業をやるのは、財政難のもと、不要、不急の投

資になると考えます。

したがって、新たに三楽荘の取得、修繕（延床面積1000㎡、当面の事業費の概算1億³⁶⁰⁰万円）を考えたのであれば、それを決める前に、議会や東城の市民会議に十分協議し、検討すべきだったと考えます。にもかかわらず、市長が、一方的に三楽荘の購入を決めたことに大きな問題があるのではないのでしょうか。明確な答弁を求めます。

(2) 東城の市民会議は、両方の建設事業を求めています。今後、どのように対応されるのかについては。

多くの市民も、議会の多数も、三楽荘の取得を一方的に決めた市長が、イニシアチブを発揮し、まちなか拠点施設の建設を含め再検討されるよう、しよく求めてきました。

そうした経過をふまえ、市長は、8月の臨時議会で、「東城の市民会議に、今一度検討していただく」と答弁されましたが、市民会議では、「両方の建設事業をすすめることを確認した」と報道されています。

これに対し、市長は、今後どのように対応しようと考えておられるのでしょうか。明確な答弁を求めます。

(3) 三楽荘にまちなか拠点施設の機能をあわせもたせるべきではないかについてです。

三楽荘を市長が、一方的に先行取得した今日に至っては、東城の市民会議と時間をかけて、よく協議し、まちなか拠点

施設の3倍の延床面積をもつ三楽荘に、まちなか拠点施設の機能をあわせもたせ、まちなか拠点施設の建設予定地660㎡は、三楽荘等まちなかに来られる方の駐車場として活用することが最も望ましいのではないでしょうか。明確な答弁を求めます。

質問の第三は、生活道の改良、舗装と市道への認定についてです。

市民にとって唯一の生活道は、全て市道として認定し、年次計画をたて改良、舗装すべきではないでしょうか。また、それが実現するまでは、生活道の改良、舗装の助成割合を90%程度に引き上げられるべきではないでしょうか。明確な答弁を求めます。